

豊田郡大崎上町所在の大崎東地区農用地造成区域県営土地改良事業（農用地造成事業）の換地計画に基づいて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定によって、令和五年九月十五日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

令和五年九月二十八日

広島県西部農林水産事務所長 加藤 伸哉